

# タックス・ヘイブン対策税制の 適用除外要件

目的論的解釈による適用除外の考察

山 口 博 之

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

## はじめに

第1章 タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件における問題点

第1節 タックス・ヘイブン対策税制の問題点

第2節 適用除外要件をめぐる裁判例

第3節 適用除外要件における目的論的解釈の適否

第2章 キャドバリー・シュウェップス事件に係る欧州裁判所判決

第1節 英国 CFC 税制の概要

第2節 事件概要及び判決要旨

第3節 「完全に人為的な取引」基準の検討

第3章 適用除外とすべき特定外国子会社等

第1節 立法趣旨と適用除外要件の概要

第2節 適用対象とすべき租税回避

第3節 所在地国基準及び非関連者基準の位置付け

第4章 目的論的解釈による適用除外の可否

第1節 政策目的規定における限定解釈

第2節 租税回避否認規定のあり方

第3節 目的論的解釈による適用除外

おわりに

## はじめに

現代の国際化した社会において、企業の経済活動のあり方は多種多様となっている。それに伴って、国際的な租税回避も年々増加の一途をたどっている。そのような現状に対応すべく、各国は国際的租税回避の防止を目

的とする対策税制を導入してきた。タックス・ヘイブン対策税制（措置法66条の6）は、無税あるいは軽課税の国又は地域に所在する特定の外国法人の留保所得のうち、一定の割合を乗じて算出した金額を内国法人又は居住者の所得に合算して課税するものである<sup>1)</sup>。同税制は本来課税管轄権の及ばない外国法人の所得に対して課税しようとするものであることから、租税法理論や課税実務上の問題点も少なくない<sup>2)</sup>。また、タックス・ヘイブンを利用した国際的租税回避は、トリーティ・ショッピング<sup>3)</sup>をも組み合わせた複雑なものとなってきており、移転価格税制（措置法66条の4）<sup>4)</sup>や過小資本税制（措置法66条の5）<sup>5)</sup>などの国際的課税制度と密接に関連した複合的な取引に変化してきている<sup>6)</sup>。

タックス・ヘイブン対策税制は昭和53（1978）年に導入され、30年以上が経過した。従来からタックス・ヘイブンとは何かという点について確定した定義が存在しないため、導入当初はタックス・ヘイブンとされる国や地域を指定する方式をとっていた。しかし、平成4（1992）年にこれを廃止し<sup>7)</sup>、一定の税率（トリガー税率）を設定することにより、それよりも低い税率の国や地域をタックス・ヘイブンとする方式へと見直しが行われた。そもそもタックス・ヘイブンの数についてはいくつかる説があるが、複数の専門家の意見を総合すると、いわゆるタックス・ヘイブンとされる国または地域は全世界に約100ヶ所以上あるとされる<sup>8)</sup>。これに対し、OECDは従来からタックス・ヘイブン各国や地域による「有害な税の競争」を防止するプロジェクトを推進している<sup>9)</sup>。しかし、そのような国や地域においても、実際に経済的合理性のある事業活動を行っている企業がたくさん存在していることも確かである。また、タックス・ヘイブン対策税制が現代の複雑な企業活動や経済環境に必ずしも適応しきれていない実態を「一種の歪みが顕在化している」と表現し、租税回避でない取引に同税制の適用範囲が及ぶことを危惧する見解もある<sup>10)</sup>。

その一方で、タックス・ヘイブン対策税制は租税回避防止規定であることから、租税回避の認定がなければ適用がないのかというと、制度上適用

があるものは租税回避と推認されるという理論も成立するといった見解があるのも事実である<sup>11)</sup>。しかしながら、同税制の立法趣旨が国際的租税回避の防止にあることに照らせば、やはりそのような見解は腑に落ちない。なぜなら、制度の適用があるから租税回避とみなすというのであれば、それは逆に租税回避でない場合にも適用される可能性があることを意味することになるからである。租税法が侵害規範であることや同税制の適用が正常な経済活動の阻害につながることに鑑みれば、タックス・ヘイブン対策税制がその趣旨目的の範疇を超えて適用されることは本来許されべきではない。

そこで、本稿では、現行のタックス・ヘイブン対策税制が客観的にみて明らかに経済的合理性を有する事業活動を行う企業に対しても不合理に適用される現状を問題視し、その解決策として、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外の要件について目的論的解釈の可否を中心に考察を加えたい。まず第1章において、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件についての問題点を整理し、目的論的解釈による適用除外の有効性を指摘する。そして、第2章において比較法的な見地から、わが国のタックス・ヘイブン対策税制との類似性が高い英国のCFC（Controlled Foreign Corporation）税制に係るキャドバリー・シュウェップス事件の欧州裁判所判決を参考事例として取り上げる。英国と日本とでは企業の経済活動の背景が全く同じとはいえないためその判断は慎重にすべきだが、当該判決で採用された「完全に人為的な取引」基準は重要な手がかりを与えてくれるであろう。その上で、第3章ではタックス・ヘイブン対策税制が適用対象とすべき租税回避と適用除外要件の各基準への形式的な当てはめによって作り出される適用範囲とを検討し、本来適用除外とされるべき特定外国子会社等がいかなるものかを明らかにする。そして、第4章で目的論的解釈による適用除外が租税法上許容されるか否かについての考察を行う。

## 第1章 タックス・ヘイブン対策税制の 適用除外要件における問題点

### 第1節 タックス・ヘイブン対策税制の問題点

わが国のタックス・ヘイブン対策税制は予測可能性や執行上の安定性を重視していることから<sup>12)</sup>、諸外国のCFC税制と比較して、非常に簡素な仕組みを採用しており、とくに合算までの過程は数値的・形式的な要件を中心で、主観的な要素が排除されるようになっている。その一方で合算に伴う二重課税の排除は複雑な方式が採用されていたが<sup>13)</sup>、これについても平成21年度改正によって簡素化が図られている<sup>14)</sup>。

現行制度の基本的な仕組みによれば、居住者及び内国法人等によってその発行済株式等の50%超の株式等を直接及び間接に保有されている外国法人を「外国関係会社」とし、そのうち実効税率が20%以下の子会社等を「特定外国子会社等」とした上で、その特定外国子会社等の所得を「適用対象金額」とし、そのうち当該外国法人の発行済株式等の10%以上（同族グループで10%以上）を直接及び間接に保有する内国法人又は居住者の当該保有する株式等に対応する部分の金額を「課税対象金額」として、その内国法人又は居住者の所得に合算して課税することとされている（措置法66条の6第1項）<sup>15)</sup>。

このように、タックス・ヘイブン対策税制は法人アプローチを採用しており、所得の種類と無関係に、基本的に外国子会社の全所得が合算対象とされる<sup>16)</sup>。平成21年度改正による簡素化は外国子会社からの配当免税制度<sup>17)</sup>の導入が起因となっており、本改正によって合算対象が留保所得ではなく特定外国子会社等の所得全体に及ぶこととなった。この点について、租税回避防止規定としての本来の合算ターゲットが適用対象金額となり、合算後の配当は租税回避の金額とは全く別の問題であることが明確になったことで、タックス・ヘイブン対策税制の租税回避防止規定としての性格

がより鮮明になったという指摘がある<sup>18)</sup>。この指摘は、タックス・ヘイブン対策税制の立法にあたって解説されている同税制の趣旨と合致しており、妥当な見解であるといえる。

このような特徴を持つタックス・ヘイブン対策税制であるが、現行制度における問題点も少なくない。これらは制度上生じる根本的な問題と運用面の問題との二つに大別することができる。制度上の問題としては、主要なものとして、タックス・ヘイブン対策税制が簡便性を重視した法人アプローチを採用しているということに起因し、主たる事業の内容によって合算課税の要否が決定されるため、従たる事業から生じる所得が適用除外の趣旨に合致しないにもかかわらず合算から除外される可能性があることや、複数の事業を営んでいる場合に、どの事業が主たる事業であるかの判定が課税関係に大きな影響を及ぼすことなどが指摘されている<sup>19)</sup>。運用上の問題としては、それぞれの適用除外要件の判定にあたって不明確な基準があり、法的安定性が担保されているとは言い難いという点である。例えば、主たる事業の判定を巡っては、収入金額や所得金額、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するという通達があるものの、なお不明確な基準であるといわざるを得ない。

これらの制度上・運用上の問題によって生じる「最大の問題」は、本来課税の対象とされるべきでないケースにおいても、適用対象となる可能性を内包している点である。わが国の現行制度は簡便性を重視しているがゆえに、主観的な要素が極力排除されているといふものの、客観的に租税回避でないと判断できる場合にまで同税制が適用されてしまっては健全な納税者の理解は得難い。しかし、これに対し、客観的に租税回避であるかどうかを判定する基準として適用除外要件が定められているのであるから何ら問題はないという指摘もある。また、このような現状を客観的に評価し、納税者にとっては予測可能性と法的安定性を十分に確保できないという側面があるのと同時に、課税庁による否認のリスクはあるものの租税回避の可能性も付与されると指摘する見解がある<sup>20)</sup>。このように様々な

立場の見解があるが、立法趣旨を逸脱した運用がなされ得るという点において、とりわけ重要な検討課題であることに変わりはない。

## 第2節 適用除外要件をめぐる裁判例

タックス・ヘイブン対策税制をめぐる裁判例は、適用除外要件の充足について争われることが多い。この点からも適用除外要件が、タックス・ヘイブン対策税制のなかで最も重要な制度上の仕組みであるとされる意味がわかる。まず、適用除外要件の解釈・適用について争われた事例としては、主たる事業の判定が争点となったホンコンヤオハン事件がある<sup>21)</sup>。また、主たる事業の判定及び所在地国基準における「主として」について争われた来料加工事件も主要な事件の一つである。加えて、管理支配基準について争われた事件として安宅木材事件<sup>22)</sup>などもあげられる。これらの裁判例の中でも、来料加工事件は前節で指摘したタックス・ヘイブン対策税制における「最大の問題」を改めて浮き彫りにした事例ということができ、同税制の適用除外要件の解釈・適用を考察する上で重要な意味を有しているといえる。

その来料加工事件は、中国華南地区において盛んに行われている取引形態である来料加工に対する課税問題であり、具体的には、適用除外要件（措置法66条の6第3項）のうち、非関連者基準又は所在地国基準を充足しているのか否かが争点となった事例である。来料加工は香港経由の対中国投資であって、日本をはじめとする先進国の企業が香港経由で中国へ進出する委託加工貿易の形態であるが<sup>23)</sup>、香港はいわゆる軽課税の地域に該当するため、タックス・ヘイブン対策税制の適用が問題となる。

来料加工取引を用いて中国へ進出している多くの日系企業が課税対象となり得ることから、この事例への注目度も高いといえる。裁判では、来料加工が中国華南地区において広く認められた取引形態であるにもかかわらず、タックス・ヘイブン対策税制の適用があると判断されており、現在もなお係争中である。当該事例では目的論的解釈による適用除外の可否が主

要な争点の一つとなっているが、これは形式的に規定されている適用除外基準の枠組みに固執せず、本来の制度趣旨を重視した判断を試みる解釈論である。前節で指摘した「最大の問題」に対する解決策としては、このような解釈論が妥当すると思料するが、過去のいくつかの事例において納税者によって主張されてきた目的論的解釈による適用除外はことごとく否定されている。法的安定性や租税法律主義の観点からは、形式的に規定されている適用除外要件の枠組みの中での解釈の方がより合理的であるとする見解が多いことから、目的論的解釈による適用除外の議論の前にその限界を指摘する必要があると思われる。その点については次節において適用除外要件の性質と併せて検討することとし、まずは目的論的解釈による適用除外についての主張と判決について概観し、学説の状況を整理する。

来料加工事件では、原告は「措置法66条の6第3項（適用除外）の立法趣旨に鑑みれば、当該国において実体のある特定外国子会社等（実体基準及び管理支配基準のいずれも満たすもの）が、経済的合理性のある活動を行っているにもかかわらず、同条3項の適用除外要件のうち、特に「事業」によって基準が異なる形式を採用している非関連者基準及び所在地国基準について、これを形式的に適用すると適用除外とならず、同条1項が適用される結果、わが国企業の国際競争力を弱めるという事態が生じる場合には、同条1項は適用されないという目的論的解釈を探るべきである。」という主張を行った。これに対して、東京地裁判決は、「措置法66条の6第3項は立法目的を損なわない範囲で、限定的に同税制の適用除外を認めたものであって、その規定は明確であり、文理解釈によってその意味内容を明らかにすることが可能である。さらに、原告が主張する同条1項への付加要件、すなわち同条3項の適用除外の範囲拡大の要件自体が、極めて不明確なものであって、それによって課税執行面における安定性を確保することは到底不可能と考えられることから、租税法規の解釈の在り方に照らし、措置法66条の6の解釈として所論を採用することはできない。」と判示しており<sup>24)</sup>、適用除外要件が形式的で明確であるという前提に立ち、

課税執行面からの法的安定性を理由に否定している。

目的論的解釈による適用除外についての学説はあまり多くはないが、支持する見解の一つとして中里実教授は、政策目的規定における目的論的解釈による適用対象の限定について、タックス・ハイブン対策税制をその適用事例として挙げており、「国際的な租税回避の防止という政策目的をふみこえて、同税制を納税者に対する懲罰的なものとして適用すべきではないし、また、国際的な租税回避が存在しないような場合においてまで同税制を適用すべきでもないといえよう。」<sup>25)</sup> という見解を示している。そのほか、外国税額控除余裕枠事件<sup>26)</sup>や英国のCFC税制に関するキャドバリー・シュウェップス事件の存在を根拠に、タックス・ハイブン対策税制の適用除外要件について目的論的解釈の可能性を示唆する見解もいくつか見受けられる<sup>27)</sup>。しかしながら、これらの賛成意見に対して、外国税額控除余裕枠事件における法理の拡張解釈であることや、適用除外要件自体が厳格な規定であるということを根拠に反対する見解もある<sup>28)</sup>。目的論的解釈による適用除外に反対という見解は、そのほとんどが適用除外要件は明確な基準であるという前提に立つものであるが、どれも具体的な適用除外要件についての検討が十分ではないというのが現状である。

### 第3節 適用除外要件における目的論的解釈の適否

目的論的解釈による適用除外の考察の前に、まず適用除外要件の枠組の中での解釈について私見を述べ、その上で目的論的解釈による適用除外の必要性について言及する。

最初に、租税法における解釈のあり方を整理すると、租税法の解釈において基本となるのは文理解釈であることはいうまでもない。文理解釈と目的論的解釈の関係については、租税法が侵害規範であることから、文理解釈を原則としながらも、文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合には、規定の趣旨目的に照らし、その意味内容を明らかにしなければならないとされるように<sup>29)</sup>、文理解釈に限界がある場合には

目的論的解釈が求められる。なお、目的論的解釈が必要とされる理由は、税の公平な負担を前提とした補正のためとされている<sup>30)</sup>。つまり、目的論的解釈が具体的に求められるのは不確定概念などが規定上に存在する場合と考えられる。

不確定概念とは、抽象的・多義的な概念のことを指し、租税法律主義の要請のもと課税要件明確主義により、そういう概念が用いられることは慎重さが求められるものの、具体的な事情を考慮して税負担の公平の見地から、不確定概念を用いることは租税法上不可避であり必要でもあるとされている<sup>31)</sup>。金子宏教授はこの不確定概念は2つに分類できるとし、その内容があまりにも一般的または不明確である場合には、その不確定概念を用いた規定は課税要件明確主義に反して無効であると解されるべきと指摘している。他方、中間目的・経験概念を内容とする不確定概念については課税要件明確主義に反するものとまではいえず、法の趣旨・目的に照らしてその意義を明確になしらるものであるとし、租税行政庁に自由裁量を認めるものではなく、ある具体的な場合がそれに該当するかどうかの問題は、法の解釈の問題であり、当然に裁判所の審査に服する問題であるとしている<sup>32)</sup>。この点について、不確定概念の存在は法の適正な解釈、弾力的運用を担保しており、課税庁側からの一方的な解釈は避けなければならぬとする見解があり、これは不確定概念に対して通達が存在するケースにおいて、裁判所がこれに引きずられる場合が少なくないことを危惧したものと考えられる<sup>33)</sup>。通達等に具体的な数値が示されており、それが一般的妥当性を持っている場合でも、不確定概念が弾力的に適正な法解釈を求めてあえて規定されていると考えれば、画一的な運用はその意図するところとは異なるといえる。

次に、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件が明確な基準であるか否かという点についてみると、いくつかの不確定概念や不明確な基準が存在している。たとえば、「主たる事業」の判定については、その文言を具体的に判定する基準は存在しておらず、明確にされていない<sup>34)</sup>。また、

措置法通達66の6-17の定めにより、実務上は主たる事業の判断基準として、原則、総務省の「日本標準産業分類」を使用することとなっているが、同分類が日本国内の産業及び事業所を対象としていることを考慮すれば、海外で行われるグループ統括サービス機能や特定の地域で行われる委託加工取引を分類する基準にはそぐわないのではないかという意見もある<sup>35)</sup>。このように、「主たる」を文理解釈することには限界があるといえる。そのほか、所在地国基準における「主として」の判断方法についても明確な基準は用意されておらず、管理支配基準についても同じことが言える<sup>36)</sup>。

わが国の法人税法は、本店所在地主義<sup>37)</sup>を採用しているものの、タックス・ヘイブン対策税制の合算課税は実質的・経済的にみれば本来課税管轄権の及ばない外国法人の国外源泉所得に対して課税を行うことと同様であり、結果として管理支配地主義<sup>38)</sup>と同様の効果をもたらすことから、適用除外要件における管理支配基準は管理支配地主義との関連性があるとされている<sup>39)</sup>。管理支配地主義の特徴として、経済的な実体に即しており具体的妥当性が高い反面、基準が不明確で実務上適用することが困難であると指摘されている<sup>40)</sup>。実務的には安宅木材事件等の判決内容<sup>41)</sup>に照らして、充足しているか否かの判断がなされていることから、この解釈は一定の理解を得られているとも考えられるが<sup>42)</sup>、管理支配基準は、管理支配地主義がそうであるように明確な基準を置くことが困難であるという難点がある。

先に述べた不確定概念が置かれる理由を考慮すれば、タックス・ヘイブン対策税制においては、「主たる」、「主として」という文言を置くことによって、目的論的解釈により個別具体的に勘案することを求めていえる。文理解釈の限界として目的論的解釈を用いることは拡張解釈ではなく、不明確であるという難点と引き換えに、より実質的な判断を可能とする余地があるのであって、立法趣旨に照らし、適用除外要件の形式的な枠組みの中で目的論的解釈を用いることは合理的であり、租税法の解釈原理としても認められるものである。

しかしながら、そのような枠組みの中で経済的な合理性を判断することには限界があるように思われる。例えば、来料加工事件で原告が主張したように、特に所在国基準と非関連者基準については、主たる事業の種類によって機械的にどちらかの基準が適用され、それによってタックス・ハイブン対策税制が適用されるか否か左右されてしまう。このような仕組みによって全く異なる課税を受けることは、納税者にとって理解しがたいことであろうという意見もあり<sup>43)</sup>、多種多様な事業形態があり得る外国法人に対しては、この枠組みに固執することが最良とは考え難い。また上述の考察の結果から、来料加工事件判決や目的論的解釈による適用除外への反対意見の多くが前提とする「適用除外要件が明確である」という見解は妥当しないように思われることから、そのような前提の下で目的論的解釈による適用除外を否定することは許容されるべきではない。タックス・ハイブン対策税制が意図する租税回避とは客観的に異なると判断できる場合において、目的論的解釈により同税制の適用を除外することは立法趣旨との整合性の観点から合理的であると考えるが、このような解釈方法を認めた事例はわが国においては存在しない。ところが諸外国においては、立法趣旨を重視し適用範囲を限定した事例として、英国のキャドバリー・シュウェップス事件に係る欧州裁判所判決が存在しており、わが国のタックス・ハイブン対策税制において目的論的解釈による適用除外を検討する上でも重要な判決ということができる。そこで次章では同判決について比較法的観点からの考察を加えてみたい。

## 第2章 キャドバリー・シュウェップス事件に係る 欧州裁判所判決

### 第1節 英国 CFC 税制の概要

2006年9月のキャドバリー・シュウェップス事件に係る欧州裁判所判決<sup>44)</sup>は、立法趣旨に照らし、CFC税制が適用されるべき租税回避の範囲

を示すことでその適用を除外しており、タックス・ヘイブン対策税制における適用対象を検討する上で参考になる。法制度や法文化、社会的背景などが異なることから直接的にわが国のタックス・ヘイブン対策税制に適用することはできないにしても、目的論的解釈による適用除外という点に関しては非常に類似性が高いといえる。

ところで、CFC税制は、1962年に米国において初めて導入され、1972年にカナダ・ドイツが導入し、その後、1978年に日本、1980年にフランス、1984年に英国、2000年にイタリアが導入している。現在は約25ヶ国が導入しているとされる<sup>45)</sup>。わが国のタックス・ヘイブン対策税制は、このような諸外国におけるCFC税制を参考にして導入された。とりわけ、キャドバリー・シュウェッペス事件において争われた英国のCFC税制はわが国のタックス・ヘイブン対策税制と同様に法人アプローチを採用しており、基本的な制度の枠組みに関してわが国の制度との類似性が高く、特に合算課税の方法と軽課税国との基準はほぼ共通している<sup>46)</sup>。英国においてCFC税制が規定される所得・法人税法第747条～756条（UK Income and Corporation Taxes Act of 1988, as amended (hereafter ICTA88), S747 et seq.）は、軽課税のCFCの全体の留保所得（キャピタル・ゲインを除く）を基として、居住株主の所得と合算して課税する制度であり、英国で支払うであろう税額の3/4未満である場合に、英国の25%株主につき、その持分割合に応じて課税するとしている。適用除外となるものとしては、CFCの所在国が「適用除外国リスト」に記載されている場合、CFCの事業所によって営まれる特定の事業活動から生じる利益が50,000ポンド未満のCFC、利益の90%以上を英国に配当したCFC（acceptable distribution policy）等がある。また、租税回避が目的ではないことを証明した場合には不適用とする制度（motive test exemption）も存在している。適用除外となる特定の事業活動は、次の要件を全て満たす必要があるとされており、CFCの事業所（business establishment）があること、CFCの活動が実質的に運営されていること、主な事業が投資あるいは英国事業者

とその関連者との商品の売買ではないこと，　卸売業，流通業，銀行業を主たる事業とする場合は当該事業からの総収入金額の50%以上が関連者から生じていないことという4つがその要件である<sup>47)</sup>。

わが国と英国の制度を比較して決定的に異なる部分としては，やはり「動機テスト」の存在が挙げられる。所得・法人税法748条3項b号( ICTA88/S748(3)b.)において「会社を存在させる主要な理由が，当該会計期間において英国からの利益の迂回によって，英国の租税における軽減を得るためにないこと又は場合によってはそれが主要な理由の一つではないこと。」と規定されており，主観的な要素を判断することとなっている<sup>48)</sup>。これはわが国のタックス・ヘイブン対策税制にはみられない規定である。わが国の税制は租税法律主義の要請から主観的要素をできるだけ排除する立場を基本としており，「動機テスト」を租税回避否認規定として導入するためには非常に高いハードルがある<sup>49)</sup>。

## 第2節 事件概要及び判決要旨

キャドバリー・シュウェップス事件は，英国居住法人であり飲料・菓子を全世界で販売するメーカーのキャドバリー・シュウェップス社が同じく英国居住法人である子会社（CSOL社）を通じてアイルランドに間接的に100%を保有する2社（CSTI社及びCSTS社）について争われた事件である。英国の税務当局は CSTI社及びCSTS社はいずれも CFC 税制の適用除外要件を満たしていないと認定し，その2社のうち利益が計上されていた1社（CSTI社）の1996年度の留保利益に対して CFC 税制を適用し，その親会社である CSOL社に対して合算課税を行った。これに対して，キャドバリー・シュウェップス社及びCSOL社は欧州裁判所に提訴し，英国の CFC 税制が EU 法，特に EC 条約第43条に規定される「設立の自由」に反しており，合算課税は違法であると主張した。アイルランドに設立された CSTI社及びCSTS社はいずれも，グループ会社に対するファイナンスを行う目的で設立されており，アイルランド・ダブリンの国際金融

サービスセンター制度の適用を受けて通常40%（1996年当時の税率）であった法人所得税率は10%とされていた。なお、このような優遇税制については、アイルランドがEU域内では低所得水準国であったため了承されていたという背景がある。

この事件に対して、欧州裁判所の法務官は、英国のCFC税制は「完全に人為的な（又は仕組まれた）取引」を適用対象としている場合にのみ、EU法に合致し適用することが可能であるという見解を示した<sup>50)</sup>。ここでいう「完全に人為的な取引（wholly artificial arrangement）」とは、子会社が実体のある会社として設立されていない場合、子会社で実際に事業が行われていない場合、子会社が提供するサービスが経済的な価値を有していないため、親会社から子会社への対価の支払が、利益の移転としてみることができる場合の3つのうち、どれか1つに該当するものとされ、この判断の際には、設立国の選択理由がより有利な税務上のメリットを享受するためであったとしても、それは無関係であるとされている。

この見解を受け、欧州裁判所は2006年9月12日に判決を言い渡した。その判決ではEU域内でCFC税制の適用が正当化できる「完全に人為的な取引」の要件は、専ら税金を逃れる目的であること、CFCの設立が経済的実体のない完全に人為的なものであること、の2点であるとした。また、CFC税制の適用が正当化されるのは、脱税または租税回避を規制しようとする場合のみであって、税負担の軽減だけでは課税要件として十分ではなく、英国においてできることを他国で行っているという事実だけでは「完全に人為的な取引」とはいえないし、納税者はCFCが実際に設立され、その事業が真正であることを証明すれば、CFC税制の適用を回避できるとした。その上でこの事件については「完全に人為的な取引」のケースには該当しないと判断した。

### 第3節 「完全に人為的な取引」基準の検討

本判決を受けて、英国のCFC税制は改正を行っていることからみても、

本判決の影響が大きかったことは明らかである。また、租税回避に当たらない場合には CFC 税制の適用範囲を限定的に解すべきとしており、その影響により、今後 CFC 税制の適用を緩和する方向での改正を余儀なくされしていくとの見解がある<sup>51)</sup>。さらに、本判決内容については、EU 域内の限定された枠組でのみ通用する法理ではなく、全所得課税を採用する国における CFC 税制の適用範囲についての判断基準を示したものとして評価できるという見解もある<sup>52)</sup>。本判決では CFC 税制の本来の目的である租税回避防止という側面を強く意識した上で適用除外としていることに加え、その要件として「完全に人為的な取引」という考え方を示し、租税負担の軽減が意図されているか否かは無関係であるとしており、立法趣旨をかなり重視した判決と評価できる。特に「完全に人為的な取引」という基準を採用した点については、タックス・ヘイブン対策税制において否認または防止すべき租税回避はいかなるものかを検討するにあたって非常に有意義といえる。

この「完全に人為的な取引」基準は、すでに英国の CFC 税制が「動機テスト」により主観的な要素を加味していることから、より客観的な要素を重視した基準であるという指摘がある<sup>53)</sup>。これはあくまでも EU 域内における設立の自由の制限に該当するか否かという観点が含まれていることに留意しなければならないが、ここでいう「完全に人為的な取引」基準に則れば、CFC 税制が射程とすべき租税回避とは、租税上の特典を得る意図という主観的要素に加えて、客観的要素として CFC の設立が経済的実体のない完全に人為的なものであることが要件であるといえる。また、この客観的要素の部分をより具体的に示せば、本判決における法務官の見解が妥当するであろう。

このように幅広い範囲で CFC 税制の適用を除外し得る考え方は、その前提に EU 域内での円滑な経済活動を阻害してはならないという考え方が存在している。タックス・ヘイブン対策税制の適用が想定される軽課税の国や地域とわが国との関係は、EU 域内国家間のような自由貿易協定を結

んだ関係ではなく、この法理をそのまま適用することは妥当しないであろう。また専ら税金を逃れる目的という主觀的要素を判断基準に置いている点については、動機テストを採用している英国のCFC税制とは異なり、タックス・ヘイブン対策税制に主觀を問う制度は存在していないことから、同税制においては妥当しないと考えられる。そもそも租税回避行為について主觀を問うか否か自体学説上も見解の分かれるところであり、裁判所は事業目的テストや主觀テストに対して総じて否定的な見解を示しているのが現状である<sup>54)</sup>。しかしながら、この基準はCFC税制が正常な経済的活動を阻害することなく租税回避を防止することを趣旨・目的としているという観点に焦点を当てるこによって用いられた法理であると評価でき、その目的達成のための基準としては客觀的にみて間違いなく租税回避であると確信が持てるレベルで線引きをする必要があることを示唆している。また、この「完全に人為的な取引」基準の根拠はローマ法以来のヨーロッパ大陸法において採用されている法律の回避、あるいは法の濫用、権利の濫用にあるとされており<sup>55)</sup>、その部分にのみ焦点をあてればドイツ租税通則法42条の租税回避に対する一般的否認規定と同じ根拠であるとされる<sup>56)</sup>。このような法の濫用を防止するための基準とタックス・ヘイブン対策税制が同様の根拠に基づくものであるか否かの判断は租税回避を法定していないわが国の租税法においては困難である。しかし、立法趣旨から明らかなように経済活動を阻害せずに租税回避を防止するという点については、「完全に人為的な取引」基準によって達成されるものと同様である。わが国においても、タックス・ヘイブンに会社を設立することが直ちに租税回避であるという認識ではないことから、タックス・ヘイブン対策税制は租税回避であると認められる場合にのみ適用されるべきである。では実際にどのような場合が適用除外として妥当するのだろうか。次章では、タックス・ヘイブン対策税制が射程範囲とする租税回避を明らかにすることにより、適用除外とすべき特定外国子会社等がいかなるものかを検討していく。

## 第3章 適用除外とすべき特定外国子会社等

### 第1節 立法趣旨と適用除外要件の概要

タックス・ヘイブン対策税制は、昭和53（1978）年の導入以来、租税回避の防止を目的とする点や、簡便性を重視した同制度の基本的な仕組みそのものは維持されているが、新しい租税回避事例の出現や国際課税等に係る法改正を受けていくつかの大幅な改正が行われてきた<sup>57)</sup>。タックス・ヘイブン対策税制が導入された背景には、導入当時すでにOECD先進加盟国が何らかの形でタックス・ヘイブン対策税制を有していたことや、OECDや国連等の国際機関による対抗措置の勧告がなされていたことなどがあり、導入以前に置かれていた国際間の租税回避を防止するための明文規定としては、租税条約において「独立企業の原則」、「特殊関連者間の行為計算の否認」等があるだけであった<sup>58)</sup>。これらの規定だけでは、移転価格操作を否定することしかできないため、タックス・ヘイブンを利用した租税回避に対しては明文規定による否認が困難であり、法人税法11条の実質所得者課税の原則<sup>59)</sup>によって対処してきたものの、執行面での安定性に問題があると指摘されていた<sup>60)</sup>。

そこで、実質所得者課税の原則では対応できないような内国法人及び居住者によるタックス・ヘイブンを利用した税負担の不当な軽減、国際的な租税回避を防止するという趣旨で導入されたのがタックス・ヘイブン対策税制である。その立法に当たっては、「通常であれば、株主は子会社等に配当をさせる支配力を持っているにもかかわらず、子会社等が配当を全くあるいは僅かしか行わず、留保所得を蓄積しているところに税の回避を推認しうる」ため、「所定の要件を満たす海外子会社等の留保所得を合算して課税しうる簡明の措置を導入した」とされている<sup>61)</sup>。

なお、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨としては、租税回避の防止だけでなく、資本輸出中立性の観点からの課税繰延防止も考え得る。国外源

泉所得を内国法人の外国支店が稼得する場合には、その所得は内国法人の課税所得となるが、同様の海外投資が外国子会社を通して行われることによって、その国外源泉所得は、利益として株主である内国法人に配当されるまでの間課税が繰り延べられる<sup>62)</sup>。しかしながら、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨として、こういった課税繰延防止は採用されていない<sup>63)</sup>。あくまでもその目的は租税回避防止とされている。

適用除外要件は、合算方式として法人アプローチを採用しているタックス・ヘイブン対策税制において、実際に租税回避に利用されている特定外国子会社等を抽出するための基準である。その趣旨は「正常な海外活動を阻害しないため、所在地国において独立企業としての十分な経済的合理性があると認められる海外子会社等は適用除外とする」というものである<sup>64)</sup>。

適用除外要件の特徴は、事業内容に基づいて適用除外の要件が規定されている点である。具体的な要件としては、事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準、所在地国基準が規定されており、法人アプローチを補完する規定となっている<sup>65)</sup>。これは「業態によってあり得べき租税回避のパターンが異なると考えられる以上、業種別のアプローチを探ることが相当である」という観点により設けられた規定であり<sup>66)</sup>、特定外国子会社等の現地での実態及び事業内容を中心に判定がなされる<sup>67)</sup>。

各要件についてみると、の事業基準は、ネガティブ規定によって定義され<sup>68)</sup>、主たる事業が株式・債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利・著作権等の提供、船舶・航空機の貸付以外の事業である場合に適用除外を認めている。の実体基準では、主たる事業を行うための事務所、店舗、工場等の施設を有することが必要であるとしている。また、の管理支配基準は、本店所在地国においてその主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが必要とされる。

適用除外要件を充足するには、上記、及びの基準を満たした上で、さらに主たる事業の業種に応じて、又はのいずれかの基準を満たす必要がある。の非関連者基準は、その対象とする事業を卸売業、銀行業、

信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業のいずれかのものとし、主として関連者以外の者と行っている必要があるとしている。の所在地国基準は、不動産業の場合は、主として本店所在地国にある不動産の売買、貸付等を行っていること、物品賃貸業の場合は主として本店所在地国において使用される物品の貸付けを行っていること、そして、その他の事業については、主として本店所在地国で行っていることがそれぞれ必要とされている<sup>69)</sup>。

## 第2節 適用対象とすべき租税回避

タックス・ハイブン対策税制における租税回避は、導入時において、以下で説明するような租税回避の通説的な定義によって解説されているが<sup>70)</sup>、目的論的解釈による適用除外を実現するためにはより明確に適用対象を整理する必要がある。

租税回避は実定法上の用語ではないが、学問・実務の両者において重要な概念であるとされている。私法上、契約自由の原則によって一定の経済目的を達成するためにどういった法形式を選択するかは当事者の自由であり、租税法は私法上の法律構成を課税要件とするため、租税法律主義の下では当事者の選択した法形式を法律の規定のない場合に否定することはできないとされる<sup>71)</sup>。こういった私法上の選択可能性を利用し、合理的理由がないにもかかわらず、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的に意図した経済的目的を実現しながら、通常用いられるはずの課税要件の充足を免れ、税負担を減少・排除することを租税回避というと定義されている<sup>72)</sup>。

また、国際的租税回避については、各国の税制の差異を利用して課税上有利な取引を選択する一連の裁定取引であるとされており、多国籍企業のタックス・プランニングの中で利用される租税回避は必然的に国際的租税回避となる<sup>73)</sup>。国際的租税回避の典型例はタックス・プランニングの方法によって、事業体の選択、企業立地の選択、所得の種類の選択、

所得課税地国の選択，所得の帰属年度の選択，の5類型があるとされている<sup>74)</sup>。これらは国際的な税負担の最小化の手段であり，本来は他国が口を挟む問題ではないが，実際には企業がそこでの事業活動を行っていない場合やそこを利用する経済的合理性がない場合には「課税の空白地帯」を認めないとする原則にそぐわざ問題が生じるとされる。そして，OECDの1998年報告書<sup>75)</sup>は認容できない租税回避の典型例として，作為的であること，秘匿性があること，立法趣旨に反することを挙げており，タックス・ヘイブンを利用した国際取引が通常用いられない異常な法形式を選択する場合にはこの許容できない租税回避に該当するとしている<sup>76)</sup>。

上記の国際的租税回避の分類をタックス・ヘイブンの利用形態に限定し，さらに税負担の問題に焦点を当てるとき，秘密の保持，居住地国課税減免，課税延期，源泉地国課税減免に分類できる<sup>77)</sup>。はタックス・ヘイブンの特色といえる緩い規制，銀行による厳重な秘密主義，多種多様な金融サービス等を利用することによって可能となる。これは租税回避というよりも脱税につながる問題といえる。については，本来親会社の所得となるべき所得をタックス・ヘイブンの子会社に移すことによって親会社の居住地国課税を免れるものを指し，人為的な居住地の移動や，自家保険会社による事業経費の創出もこれに該当する。は，子会社に所得を留保し，配当されるまで親会社の居住地国での課税が延期されるというものである。これは，によって所得がタックス・ヘイブンに留保されることが前提となる。そしては，トリーティ・ショッピングなど，第三国の居住者が，二国間で締結される租税条約の特典を享受することによって行われる<sup>78)</sup>。

このような租税回避の対抗策として，居住地国がCFC税制を用いるのは，上記又はのケースであるとされるが<sup>79)</sup>，わが国のタックス・ヘイブン対策税制に限っていえば，課税繰延の防止をその趣旨としていることから，の租税回避に対して適用するべき税制であるといえる。つまり，内国親法人の所得であるものが特定外国子会社等の所得となっているとい

う点が、タックス・ヘイブン対策税制における租税回避の重要な要素であるといえる。

この点については、従来用いていた法人税法11条の実質所得者課税との関係からも妥当であるといえる。実質所得者課税とタックス・ヘイブン対策税制の関係が一般法と特別法という関係にあるか否かについては争いがあるが<sup>80)</sup>、法人税法11条は、法人税法の基本原則の一つであって、タックス・ヘイブン対策税制はその基本原則を具体化した規定であると説明されている<sup>81)</sup>。実質所得者課税がいう法人税法の基本原則が所得の帰属に関する実質主義であることに鑑みれば、その理念を踏まえて設けられたタックス・ヘイブン対策税制は実質的に内国親法人に所得があると認められる場合に適用されるべきであるといえる。よって、タックス・ヘイブン対策税制における租税回避は、本来的に内国親法人の所得であるものが特定外国子会社等の所得となっており、タックス・ヘイブンを利用した国際取引が通常用いられない異常な法形式を選択することによって行われているものと定義するのが妥当である。この判断において主観的な要素を判断材料とすべきか否かについては、すでに述べたように、わが国の租税回避否認論における一般的否認との関係からみて、現時点では許容され得ず、採用することはできない。

ここで適用除外要件の形式的な当てはめによって作り出される適用対象と、上記のタックス・ヘイブン対策税制が適用されるべき租税回避の対象範囲を比べてみる。まず、事業基準・実体基準・管理支配基準はその意味内容から のタックス・ヘイブンを利用した国際取引が通常用いられない異常な法形式を選択することによって行われているものについての判断基準に該当するといえる。次に、所在地国基準及び非関連者基準についてだが、この両基準は の本来的に内国親法人の所得であるものが特定外国子会社等の所得となっている場合を判断する基準といえるのであろうか。

所在地国基準及び非関連者基準については、特定外国子会社等が地理・取引範囲の視点から内国親法人とは独立して所得を創出しているか否かを

判断する基準という性格を見出すことも可能であることから、本来的に内国親法人の所得であるものが特定外国子会社等の所得となっている場合を判断する基準として機能していると捉えることもできる。しかし、これは事業内容と用いられる基準が適合している場合に限られる。その点、両基準の適用関係は事業の種類に応じて機械的にどちらかの充足が求められる仕組みとなっていることから、正確さに欠ける基準といわざるを得ない。この点について、「完全に人為的な取引」基準が法人アプローチを採用するCFC税制における適用除外要件の原型を示したと評価しつつ、これは課税繰延対策という性格を切り捨て、CFCに実体と独立性があればそれ以上問わないというものであることから、所在地国基準と非関連者基準の入り込む余地はないとする見解もみられる<sup>82)</sup>。このように適用除外要件の形式的な当てはめによって作り出される適用対象と、タックス・ヘイブン対策税制が適用されるべき租税回避の適用対象は所在地国基準及び非関連者基準の部分に差異があるように思われる。

### 第3節 所在地国基準及び非関連者基準の位置付け

特定外国子会社等が適用除外に該当するためには主たる事業の種類に応じて所在地国基準及び非関連者基準のどちらかを満たす必要があると規定されている<sup>83)</sup>。両基準に共通していえることは、その地を課税地とするとの経済的合理性を判定する基準であるという点である<sup>84)</sup>。所在地国基準は原則として、主たる事業を「主として」本店所在地国内で行っていることを要求する基準であり、事業の本店所在地国経済に対する関連の密接さが、その国または地域に本店を有する経済的合理性の証拠となるとされている。また、非関連者基準は、事業活動が国際的にならざるを得ない業種に対しての基準とされており、地域への密着よりも大部分が関連者以外との取引によって構成されていることをもって、その経済的合理性を認める基準であるとされている<sup>85)</sup>。

このような事業ごとの割り当てをみると、それぞれの事業内容を勘案し

て作られており、この事業分類によって想定される事業内容と特定外国子会社等の主たる事業が一致する場合には妥当な基準であるといえる。しかし、この事業分類は通達によって「日本標準産業分類」を使用することとされており、同分類は産業の国際的比較を目的としているといふものの、国際的な事業形態すべてを網羅しているわけではなく、特に国際的に特殊な事業形態への対応は困難である。タックス・ヘイブン対策税制は正常な経済活動を阻害しない範囲での適用が求められるところ、これは国際的に特殊な事業形態であるから適用対象となるわけではなく、タックス・ヘイブン対策税制が適用対象とする国際的租税回避であった場合に適用されなければならないことを意味している。国際的に特殊な事業形態の中に正常な経済活動を行うものが含まれる以上、そういう事業を想定し得ない「日本標準産業分類」に従うことには限界がある。そして、来料加工貿易はその具体例の一つといえる。また、仮にそういう特殊な事業形態を「その他の事業」と判定した場合であっても、その事業内容の如何を問わず所在地国基準を満たすことが求められる仕組みとなっており、その場合、所在地国基準が必ずしも経済的合理性を判断する上でその事業内容に適した基準であるとは限らない。

加えて、所在地国基準及び非関連者基準に関する平成17年度改正について言及しておく。本改正は、適用除外要件のうち、所在地国基準または非関連者基準だけを充たさないことにより、合算課税の対象となる特定外国子会社等については合算対象金額から人件費（損金に算入されるものに限る）の10%相当額を控除するといった内容である。そして、本改正は、事業基準、実体基準及び管理支配基準を充たしており、実際に従業員がその地で事業に従事しているときには、所在地国基準または非関連者基準を充たしていなくとも、その国または地域において事業を行うことにつき、一定の経済的合理性を認めることが可能であることをその趣旨としている<sup>86)</sup>。

本改正の意義については、これまで「全てか無か」という硬直的な法人アプローチであったタックス・ヘイブン対策税制に取引アプローチのよう

な要素を取り入れたという点と、相対的に適用除外要件の他の基準に比べ所在地国基準及び非関連者基準の存在感が弱くなった点の2つの観点から評価する見解がある<sup>87)</sup>。とくに後者の観点については、適用除外要件の中での所在地国基準及び非関連者基準の位置付けを把握する上で非常に有意義であると考えられる。この観点からすれば、事業基準、実体基準及び管理支配基準は相対的に重要性が高い基準ということができ、所在地国基準及び非関連者基準は重要性が低いということができる。このことから適用除外要件の規定は相対的に重要性が低い基準の判定結果によって高い重要性を有する基準の判定結果が無意味となる可能性を内包するのであるから、所在地国基準及び非関連者基準の判定は慎重に行う必要があり、厳格に解釈し過ぎることによって適用除外要件を充たさないという結果を招くような不合理な事態は避けるべきである。

以上を踏まえると、事業基準・実体基準・管理支配基準の3要件について充足しており、所在地国基準または非関連者基準では、「本来的に内国親法人の所得であるものが特定外国子会社等の所得となっている場合」を見極めることができないと認められるとき、すなわち、主たる事業の種類が所在地国基準及び非関連者基準において想定される事業の種類（「日本標準産業分類」に規定される事業）とは質的に異なるものである場合には目的論的解釈による適用除外を検討する余地があると解すべきである。そして、その特定外国子会社等の所得が、内国親法人の所得の移転であると認められない限り、適用除外とすべきである。このように、適用除外とすべき特定外国子会社等については一定の結論に至ったが、目的論的解釈による適用除外を検討する上での課題はもう一つ存在する。それはそもそもタックス・ヘイブン対策税制の適用に関して、目的論的解釈によって適用範囲を限定することが、租税法上許容され得るのかという問題である。そこで次章では、わが国におけるこれまでの限定解釈に関する類似事例を参考にしつつ、目的論的解釈による適用除外の可否について考察する。

## 第4章 目的論的解釈による適用除外の可否

### 第1節 政策目的規定における限定解釈

目的論的解釈による適用除外と適用除外要件における目的論的解釈とは，以下の理由から一線を画する解釈であると考えられる。本来的な目的論的解釈は，文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合には，規定の趣旨目的に照らし，その意味内容を明らかにしなければならないとされるように<sup>88)</sup>，不明確な規定の意味内容を明らかにするための解釈である。一方，目的論的解釈による適用除外は意味内容を明らかにするという側面よりも，趣旨目的に従って縮小解釈ないし限定解釈することに他ならない。そのため，この法理が租税法上妥当なものか検討する必要がある。そこで，これまでの政策目的規定に対する限定解釈についての法理論を整理する。

わが国では，銀行の取引が外国税額控除制度の濫用に当たるとして限定解釈によってその適用を否定した事例があり<sup>89)</sup>，金子教授はこの課税減免規定の限定解釈について，「一定の政策目的を実現するために税負担を免除ないし軽減している規定に形式的には該当する行為や取引であっても，税負担の回避・軽減が主な目的で，その規定の本来の政策目的の実現とは無縁であるという場合には，その規定がもともと予定しているものには当たらないとして縮小解釈ないし限定解釈によって，その適用を否定できると解するべき。」<sup>90)</sup>と指摘している。この法理はアメリカのグレゴリー事件判決（Helvering v. Gregory, 293 U.S. 465 (1935).）において認められたもので，「事業目的（business purpose）の法理」と呼ばれ，この法理が許容され得ることを認めてはいるものの，このような法理は租税法律主義の観点から慎重に適用しなければならないとしている<sup>91)</sup>。また，中里教授は，政策目的規定において目的論的解釈による適用対象の限定は可能であり，タックス・ヘイブン対策税制をその適用事例として挙げている<sup>92)</sup>。このよ

うな法理は、税負担の公平の原則から不公平の拡大を防止するために解釈の狭義性が要請されるという考え方によって肯定されるものだが、一般的な方法が明らかにされていない場合には課税減免規定ごとにその文理解釈や論理解釈によって個別具体的に限定解釈が妥当か否かを検討する必要があるとする見解が示すように<sup>93)</sup>、一般的否認ではなく、目的論的解釈の範囲内のものとして、適用範囲を限定することは可能であるといえる。

ただし、そのような解釈論が可能であるとした上で、課税減免規定を「本則的規定」と「政策目的規定」とに大きく分け、「政策目的規定」については限定解釈の余地があるが、「本則的規定」についての限定解釈は認められないとする見解もある。その見解ではタックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件については、租税回避防止による公平負担の実現のための制度であるから「本則的規定」に該当し、形式的に適用除外要件を充足する特定外国子会社等について租税回避を理由に適用対象とすることはできないとしている<sup>94)</sup>。このように、タックス・ヘイブン対策税制が政策目的規定か否かという点については見解の分かれるところである。あえて言及すれば、タックス・ヘイブン対策税制は租税特別措置法に規定されているところ、租税特別措置法の意義は担税力その他の点で同様の状況にあるにもかかわらず、何らかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減し、あるいは加重することを内容とする措置であるとされており<sup>95)</sup>、その観点からいえば、同税制を政策目的規定と考えるのが素直であろう。そもそも外国法人の国外源泉所得を課税対象としていない我が国の法人税法の原則的な考え方からすれば、本来的に課税管轄権の及ばない所得に課税する制度であるタックス・ヘイブン対策税制は、他の租税回避否認規定と比べても、その政策的側面が強いともいえる。

課税減免規定における限定解釈はその政策目的を逸脱して課税の減免という優遇を受けることを除外しようとする法理であることから、限定解釈の対象として政策目的規定であることが求められるのは当然といえる。しかし、タックス・ヘイブン対策税制における目的論的解釈による適用除外

は、それらとは異なり、租税回避否認規定においてその対象となるべきでない法人を適用除外にできるか否かという議論であることに留意する必要があると思われる。あくまでも前提が異なっていることに留意すれば、目的論的解釈による適用除外について政策目的規定であるか否かはさほど重要とはいはず、課税減免規定における限定解釈の問題よりも基本的な問題として捉えるべきである。

## 第2節 租税回避否認規定のあり方

わが国においては、租税法律主義の下では法律の根拠なしに租税回避行為を否認することはできないという考え方から、租税回避については個別的否認規定を設けることによって対抗するのが通常である。そのため、租税回避を行なった者と通常の法形式を選択した者との間に生じる不公平を放置できないということになれば、迅速に立法により対応すべきとされる<sup>96)</sup>。またわが国には、ドイツ租税通則法42条において規定されるような一般的否認規定はないものの、比較的一般的といえる包括的否認規定として、同族会社の行為・計算の否認規定（法人税法132条）や組織再編成に係る行為・計算の否認規定（法人税法132条の2）および連結納税に係る行為・計算の否認規定（法人税法132条の3）がある<sup>97)</sup>。これらの包括的否認規定はその規定内容が不明確であり、課税要件明確主義との関係において問題があるとの批判を免れ得ないが、行政庁の自由裁量を認める規定を設けることは原則として許されないとしながらも、税負担の公平を図るために不確定概念を用いることはある程度不可避であって必要でもあるとされている<sup>98)</sup>。個別的否認規定がない場合の租税回避への対応については、確かにすでに述べたように立法による対応が最も望ましいといえるが、特に次々に新しい租税回避スキームが現れる国際的租税回避に対してはとても有効な手段とは言い難い。そこで考えられる手段としてはすでに検討した課税減免規定の限定解釈や事実認定・私法上の法律構成による否認が挙げられる。しかし、事実認定・私法上の法律構成による否認は、租税法律主

義の観点から問題があるとされている。これは否認の法的要件を明確にせず、事実認定という形を取ることで、私法上の法律構成を否定し税法上の法律構成を作り上げるという過程を行政や裁判所に委ねることとなってしまうからである。そのため、私法上の法律構成による否認が許容される場合は、事実認定の結果として、当事者が選択した私法上の法形式が存在しておらず、または無効であると認められる場合に限るとされる<sup>99)</sup>。

これらの方針によって租税回避行為は否認され得るのだが、ここで参考にしたいのは昭和36年政府税制調査会答申の租税回避否認規定の創設案に対して、日本税法学会が提出した意見書である。その意見書では「租税回避に関する規定はこれを必要とするが、税務官庁が租税回避を理由として否認権を濫用しないように立法上防止策を講ずる必要がある。」<sup>100)</sup>という指摘がなされており、この意見書については租税回避否認規定を考察する上で傾聴に値する見解であるという意見もある<sup>101)</sup>。この意見書の表現を言い換えれば、租税回避否認規定については、その目的である租税回避についてのみ適用範囲が及ぶべきということができ、タックス・ヘイブン対策税制においては適用除外要件が立法上の防止策として設けられた規定にあたるといえる。個別的否認規定といえども、租税回避否認規定を適用するということは課税庁の否認権の行使にほかならない。租税回避といえないものまで適用対象とするのであれば、それは濫用となんら変わらない。否認権の濫用の可能性を内包する租税回避否認規定については、できる限り合理的な解釈により租税回避事例のみに適用されるよう努めるべきである。またタックス・ヘイブン対策税制の仕組みは法人アプローチを採用しており、租税回避否認規定であるにも関わらず、租税回避であるか否かの判定をすることなく適用対象法人に該当してしまう。このような仕組みの中で、適用除外要件は租税回避に該当しない法人を除外する重要な規定であり、その目的に沿った解釈が強く求められるのは当然といえる。

### 第3節 目的論的解釈による適用除外

前節までのところで、政策目的規定であることが強く求められる課税減免規定に対する限定解釈とタックス・ハイブン対策税制における目的論的解釈による適用除外とでは、その前提が異なっていること、それに加えて租税回避否認規定が否認権の濫用の可能性を内包する点を指摘した。それらに基づけば、目的論的解釈による適用除外は認められてしかるべきである。

それでもなお、タックス・ハイブン対策税制において目的論的解釈による適用除外を採用することに対し、法律の規定がないという批判があるとすれば、それは法律の根拠なしに課税しないことに該当し、租税法律主義の観点からの問題と捉えることができる。租税回避の一般的否認は法律の根拠なしに課税することに租税法律主義の問題があるが、それは租税法つまりは課税することに財産権の侵害が認められるからである。課税しないことについては当然ながら財産権の侵害はない。ここで問題となり得るのは他の納税者との課税の公平の問題である<sup>102)</sup>。しかしながら、この点についても租税回避を行っていない納税者に、租税回避否認規定が適用されないことが不当な優遇とも言えず、公平性を害するところは認められない。このように課税減免規定に対する限定解釈よりも、租税回避否認規定に対する限定解釈の方がはるかに許容されるべき解釈であるといえる。この点、中里教授は課税減免規定における趣旨目的による限定解釈についてさえ、「課税減免規定の（目的的）解釈・適用の通常の一局面にすぎないところの法解釈上きわめて自然なことということができよう。」<sup>103)</sup>という見解を示しており、タックス・ハイブン対策税制における目的論的解釈による適用除外はより自然な解釈であるといえる。

そもそもタックス・ハイブン対策税制はあえて適用除外要件を規定し、経済的合理性のある法人にまで適用しないよう試みているのであって、趣旨目的である租税回避否認・防止にそぐわない場合には、当然にその適用

は排除されるべきである。タックス・ハイブン対策税制に関する一連の判決では適用除外要件は形式的な規定であって明確であると指摘するが、適用除外要件が形式的であるが故に本来適用除外とされるべき法人が対象となる危険性を内包しているのであって、目的論的解釈による適用除外という補完がなおさら必要といえる。これは課税減免規定における限定解釈が形式的に当てはまってしまった本来適用すべきでない法人（この場合は意図的に要件の充足を試みた結果と推察できる）を排除するのと同様であろう。

また、来料加工事件判決<sup>104)</sup>では目的論的解釈の可否に関して、拡張解釈であって課税執行面での安定性が担保されないという批判をしている。確かに租税法の解釈方法としても「みだりな」拡張解釈は許容されないが、この拡張解釈が原則的に認められない理由は法的安定性を担保するためとされており<sup>105)</sup>、法的安定性は租税法の原則として憲法84条に規定される租税法律主義によって担保され、その歴史・沿革といった側面から見れば、行政権を担う国王による恣意的な課税からの国民の保護を目的としていたとされる<sup>106)</sup>。課税執行面での安定性はあくまでも課税庁が法規を適用して課税処分を行う際の関心事であるという指摘があるよう<sup>107)</sup>に、歴史的にみて国民つまりは納税者の保護のために法的安定性が担保されなければならないのであって、課税執行面での安定性という「言い訳」を使って、本来守られるべき納税者が不合理な課税執行を受けるのであれば、それは本末転倒であり目的論的解釈による適用除外が採用されないというこの理由にはなり得ない。

## おわりに

本稿では、タックス・ハイブン対策税制において目的論的解釈による適用除外が可能か否かについて考察し、事業基準・実体基準・管理支配基準の3要件について充足し、かつ、主たる事業の種類が所在地国基準及び非

関連者基準において想定される事業の種類（日本標準産業分類に規定される事業）とは質的に異なるものである特定外国子会社等は、目的論的解釈により適用除外とされる余地があると結論付けた。考察に当たっては、キャドバリー・シュウェップス事件にかかる欧州裁判所判決を参考にした上で、タックス・ハイブン対策税制の適用対象とすべき租税回避を斟酌し、適用除外とすべき特定外国子会社等について定義付けを行った。また、目的論的解釈による適用除外が租税法の法理として妥当するのかという課題に対しては、課税減免規定に対する限定解釈との比較を交えつつ、租税回避否認規定のあり方、適用除外要件の性質等を考慮して、許容される法理であると結論付けることができた。加えて、実際に目的論的解釈による適用除外を裁判で主張する場合の立証責任は、平成19年度改正において適用除外要件に係る必要書類の保存が納税者側に課せられるようになったことに照らしても、納税者側にあるものと考えるのが妥当であろう。

目的論的解釈による適用除外は、慎重に判断しなければならないという制約があることは否めないが、租税回避を行っていない法人が適用対象となってしまう危険性を内包するタックス・ハイブン対策税制においては、必要な解釈方法であるといえる。また、適用除外要件をめぐる問題は目的論的解釈による適用除外だけでなく、適用除外要件における不確定概念や不明確な基準をどのように解釈するのかという問題もあり、現在の通達に依拠した適用は是正されるべきであろう。特に適用除外要件における所在地国基準と非関連者基準のあり方についての再考が必要であると思われる。どちらの基準が適用されるのかが機械的に決定される現行の仕組みは不合理といわざるを得ない。所在地国基準及び非関連者基準については、平成17年度改正から明らかのように、それが合理的に機能しない側面を有していると立法関係者も認識しているはずである。タックス・ハイブン対策税制導入後から現在に至るまで、国際的な経済活動の進展があり、それに対する国際課税の理論や実務も進展してきている。その中で10年以上も前からタックス・ハイブン対策税制の整備・再考は求められ続けている<sup>108)</sup>。

確かにこれまでにも改正が複数回行われており、その中には適用範囲の拡大だけでなく平成17年度改正にみられるような緩和も含まれている。しかしながら近年は「外国子会社合算税制」という呼称を用い始めるようになったことに対して、これが名前の変更にとどまらず、内容の変更すなわち立法趣旨の変更を示唆するものであれば大問題であるという指摘がある<sup>109)</sup>。もしそれが立法を伴わない適用対象の拡大を意味するのであれば、租税法律主義より当然許されるものではない。タックス・ヘイブン対策税制については、今後、より合理的な解釈・適用はもちろんのこと、その趣旨や目的の明確化を図る立法による手当てが求められよう。

- 1) 小島俊朗「タックス・ヘイブン税制の現在的意義について」税大ジャーナル9号41頁（2008）。
- 2) 現行法は法人をその主体によって内国法人と外国法人とに区別しており、内国法人は国内外に源泉のあるすべての所得に対して、外国法人は一定の国内源泉所得のみに対して法人税が課される。北野弘久『現代税法講義』79頁（法律文化社、5訂版、2009）。
- 3) トリー・ティ・ショッピングとは、本来、二国間条約に定める課税上の特典を享受する資格のない第三国の居住者が、その条約の当事国に名目的な法人を設立し、形式的な居住者として本来の居住者と同様にその租税条約の特典を享受することをいう。本庄賀『国際的租税回避 基礎研究』349頁（税務経理協会、2002）。
- 4) 移転価格税制とは、国内の企業が国外にある関連企業との取引をする際に付ける価格が、第三者との通常の取引価格と比べて、低額あるいは高額であることにより、その企業の所得が減少していると認められる場合に、その取引を独立企業間価格・適正な価格で行ったものとみなして、課税所得を計算し直す仕組みのことをいう。北野・前掲注(2)325頁。
- 5) 過小資本税制とは、在日の外資系企業が海外の関連企業との間で、出資に代えて貸付を多くし、いわゆる過小資本を利用して人為的に国際的な租税回避を図るのを防ぐための措置であり、妥当な根拠がある場合を除き、原則として海外の関連企業に対し一定比率を超えて支払った利子の損金算入を認めない制度である。北野・前掲注(2)329頁。
- 6) 占部裕典「タックスヘイブン対策税制の現状と課題」ジュリスト1075号37頁（1995）。
- 7) 中里実ほか『国際租税訴訟の最前線』141頁（有斐閣、2010）。
- 8) クリスト・シャヴァニューほか『タックスヘイブン グローバル経済を動かす闇のシステム』27頁（作品社、2007）。
- 9) 中島隆仁「OECDのタックス・ヘイブン対策 租税目的の情報交換に関する最近の動向」税大ジャーナル14号142頁（2006）。
- 10) 中里・前掲注(7)135頁。
- 11) 秋元秀二「タックスヘイブン税制を巡る実務上の問題点について」租税研究696号98頁（2007）。

## タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件（山口）

- 12) 高橋元『タックス・ヘイブン対策税制の解説』91頁（清文社，1979）
- 13) 従来は合算課税の対象となる所得に関して特定外国子会社等が納付した外国法人税は外国税額控除制度によって二重課税が排除され，すでに合算対象となった所得を原資として配当がなされた場合には，合算された金額を損金算入することによって二重課税を排除してきた。小島・前掲注(1)41頁。
- 14) 配当免税制度の導入によって，合算対象となる金額は配当後の留保所得ではなく配当前の所得となり，合算課税された所得を原資として配当がなされた場合は，配当額全額が益金不算入（5%控除なし）となり，配当に係る外国源泉税については外国税額控除制度の適用はないが，損金算入されることになった。伴忠彦「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」税大論叢63号212，213頁（2009）。
- 15) 平成22年度税制改正において，いわゆるトリガー税率が25%から20%に引き下げられ，内国法人の直接及び間接による外国関係会社株式等の保有割合は5%から10%に引き上げられている。
- 16) CFC税制における合算方式には，大きく分けて，取引アプローチ（transactional approach）と，法人アプローチ（entity approach）がある。取引アプローチは合算対象とする取引や所得の種類を特定し，外国子会社の所得のうち，その特定の所得だけを抜き出して合算する方式であり，法人アプローチは外国子会社そのものが合算の対象であるか否かを判定する方式である。伴・前掲注(14)213頁。
- 17) 配当免税制度は外国税額控除制度について，企業の配当政策の決定に対する中立性，適切な二重課税の排除及び制度全体の簡素化の観点から，間接外国税額控除制度を廃止し，内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について，その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上，益金の額に算入しないこととする制度として導入された。伴・前掲注(14)223頁。
- 18) 伴・前掲注(14)228頁。
- 19) 伴・前掲注(14)315，316頁。
- 20) 本庄・前掲注(3)350頁。
- 21) ホンコンヤオハン事件は香港において設立されたホンコンヤオハン・ファイナンス社の主たる事業が金融事業であるか，株式の保有に該当するか否かが争われた事例である。静岡地判平成7年11月9日月報42巻12号3042頁は客観的事業活動に現れるに至らない経営戦略上の意図や，将来における事業展開を予想して主たる事業を判断することは，当該事業年度ごとにその時点において存否が確定されるべき課税要件事実の存否の判断とは相容れず採用できないとして，原告の訴えを棄却し，その後の東京高判平成8年6月19日税資216号619頁及び最二小判平成9年9月12日税資228号565頁のいずれにおいても棄却している。
- 22) 安宅木材事件は，東南アジアのシッパーとの間で南洋材の取引を行っている原告X社が，シッパーの便宜を図り，為替管理の緩やかな国の法人を介してシッパーとの間で南洋材取引代金の決済を行う取引（スイッチ取引）及び金融サービスを行うために，香港に子会社A社を設立したところ，そのA社が管理支配基準を充たしていないため，適用除外要件を充たさず，合算課税の対象となるとされた事例である。東京地判平成2年9月19日判時

- 1368号53頁で原告X社の訴えが退けられ、その後、東京高判平成3年5月27日行裁例集42巻5号727頁及び最二小判平成4年7月17日税資192号98頁のいずれにおいても棄却されている。
- 23) 浦上清『中国ビジネス 工場から商場へ』96頁(日本経済評論社, 2003)。
  - 24) 東京地判平成21年5月28日判例集未登載(LEX/DB 文献番号25451091)。
  - 25) 中里実「政策税制の政策目的に沿った限定解釈」税研129号78頁(2006)。
  - 26) 最判平成17年12月19日判時1918号3頁。
  - 27) 中里・前掲注(7)167頁。
  - 28) 青柳達朗「タックス・ヘイブン課税の諸問題 最高二小平成19年9月28日判決を素材として」税大ジャーナル8号125頁(2008)。
  - 29) 金子宏『租税法』108頁(弘文堂, 第十六版, 2011)。
  - 30) 松沢智『租税実体法の解釈と適用・2 税法は争えば解釈が発展する』25頁(中央経済社, 2000)。
  - 31) 金子・前掲注(29)74, 75頁。
  - 32) 金子・前掲注(29)75頁。
  - 33) 山本守之『検証・税法上の不確定概念』6頁(中央経済社, 第二版, 2004)。
  - 34) 本庄・前掲注(3)350頁。
  - 35) 安部和彦「タックス・ヘイブン対策税制の適用範囲 キャドバリー・シュウェッブス事件の欧州裁判所判決等を手がかりにして」税務弘報2007年10号65頁(2007)。
  - 36) 伴・前掲注(14)329頁。
  - 37) 本店所在地主義を採用している日本では、法2条3号にて、内国法人とは国内に本店または主たる事務所を有する法人をいうと定め、同条4号にて、外国法人とはそれ以外の法人をいうと定めている。
  - 38) 管理支配地主義とは内国法人に該当するか否かの判定において、事業の指揮・監督の行われる場所(place of management)が国内にあるかどうかを基準として、法人の納税義務の範囲を決定する考え方であり、英国、フランス、ドイツ、カナダは管理支配地主義と設立準拠法主義との併用方式を採用している。原省三「国際課税のあり方と今後の課題 最近の国際課税に関する諸問題(国際的租税回避等)を踏まえた我が国の国際課税の基本的な考え方の検証」税大論叢54号558頁(2007)。
  - 39) 政府税制調査会「法人課税小委員会報告」(1996)は、「本店所在地主義に加え、管理支配地主義を導入するという意見もあるが、国際的にみて、管理支配地主義を導入する国は少なくなってきたおり、いわゆるタックス・ヘイブンを利用した租税回避行為に対しては既に所要の対策が講じられていること等を考慮すると、管理支配地主義の導入については慎重に考えることが適当である。」としており、タックス・ヘイブンの利用に対しては、タックス・ヘイブン対策税制の適用が管理支配地主義を導入した場合と同様もしくはそれに近い効果をもたらしていると考えられる。
  - 40) 藤本哲也『国際租税法』47頁(中央経済社, 2007)。
  - 41) 安宅木材事件では「外国子会社等の重要な意思決定機関である株主総会及び取締役会の開催、役員の職務執行、会計帳簿の作成及び保管等が本店所在地で行われているかどう

## タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件（山口）

か、業務遂行上の重要事項を当該子会社等が自らの意思で決定しているかどうかなどの諸事情を総合的に考慮し、当該外国子会社等がその本店所在地国において親会社から独立した企業としての実体を備えているといえるかどうかによって判断すべきものと解される。」と判示されている。東京地判平成2年9月19日判時1368号53頁。

- 42) 中里・前掲注(7)141頁。
- 43) 佐藤栄一「タックスヘイブン対策税制の実務問題」税務弘報54巻5号153頁(2006)。
- 44) Cadbury Schweppes plc, Cadbury Schweppes Overseas Ltd v Commissioners of Inland Revenue, Case C-196/04; Judgment of Grand Chamber of ECJ (12 Sep. 2006).
- 45) 小島・前掲注(1)44頁。
- 46) 安部・前掲注(35)65頁。
- 47) 小島・前掲注(1)47頁。
- 48) 今村隆「租税回避とは何か」税大論叢40周年記念論文集37頁(2008)。
- 49) 松田直樹『租税回避行為の解明 グローバルな視点からの分析と提言』439頁(ぎょうせい, 2009)。
- 50) Opinion of Advocate General Léger, Case C-196/04 (2 May. 2006).
- 51) 安部・前掲注(35)64頁。
- 52) 安部・前掲注(35)15頁。
- 53) 今村・前掲注(48)38頁。
- 54) 松田・前掲注(49)436頁。
- 55) 今村・前掲注(48)41頁。
- 56) ドイツ租税通則法42条は「租税法律は、法の形成可能性の乱用によって回避することはできない。乱用が存する場合には、租税請求権は、経済事象に適合した法的形成の場合に成立するのと同じく成立する。」と定めており、一般的な租税回避の否認を認めている有名な規定である。金子・前掲注(29)118頁。
- 57) 小島・前掲注(1)42頁。
- 58) 小島・前掲注(1)41頁。
- 59) 実質所得者課税とは「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する」と所得税法12条に規定するものを指し、法人税法11条にも同旨の規定があり、法律的帰属説と経済的帰属説の2つの見解のうち、法律的帰属説が妥当であるとされている。金子・前掲注(29)161頁。
- 60) 小島・前掲注(1)42頁。
- 61) 高橋・前掲注(12)91, 93頁。
- 62) 伴・前掲注(14)211頁。
- 63) 高橋・前掲注(12)92頁。
- 64) 安部・前掲注(35)57頁。
- 65) 伴・前掲注(14)214頁。
- 66) 高橋・前掲注(12)95頁。

- 67) 伴・前掲注(14)214頁。
- 68) フランスでは原則として「工業・商業」としてポジティブ規定により定義されており、  
英國では日本と同様にネガティブ規定により定義されている。本庄・前掲注(3)349頁。
- 69) 橋本秀法「来料加工とタックス・ヘイブン税制」税大論叢52号394頁 (2006)。
- 70) 高橋・前掲注(12)92頁。
- 71) 本庄著『国際的脱税・租税回避防止策』102頁 (大蔵財務協会, 2004)。
- 72) 金子・前掲注(29)117頁。
- 73) 本庄・前掲注(3)8頁。
- 74) 本庄・前掲注(3)9~11頁。
- 75) OECD, Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue, 1998.
- 76) 本庄・前掲注(71)139, 140頁。
- 77) 水野忠恒『21世紀を支える税制の論理 国際課税の理論と課題 第4巻』59頁 (税務経  
理協会, 改定版, 1999)。
- 78) 水野・前掲注(77)59~61頁。
- 79) 水野・前掲注(77)62頁。
- 80) 法人税法11条の実質所得者課税とタックス・ヘイブン対策税制の関係については、特定  
外国子会社等に生じた欠損金を内国親法人の損金に算入することができるか否かについて  
争われた双輝汽船事件において、課税庁側は一般法と特別法の関係にあるという主張をし  
たが、最二小判平成19年9月28日民集61巻6号2486頁はその部分について明確な判断はし  
ておらず、依然として議論の余地があるとされている。中里・前掲注(7)140頁。
- 81) 青柳・前掲注(28)123頁。
- 82) 伴・前掲注(14)262頁。
- 83) 橋本・前掲注(69)394頁。
- 84) 伴・前掲注(14)332頁。
- 85) 高橋・前掲注(12)133~134頁。
- 86) 住澤整ほか『平成17年税制改正の解説』301頁 (大蔵財務協会, 2005)。
- 87) 伴・前掲注(14)334頁。
- 88) 金子・前掲注(29)108頁。
- 89) 外国税額控除余裕枠事件では、課税庁側から法人税法69条の「納付」には事業目的を有  
しない場合は含まれないという限定解釈が主張されていたが、最判平成17年12月19日民集  
59巻10号2964頁はそれをそのまま採用しなかったことから、立法趣旨による限定解釈は、  
文言の通常の意味を離れた解釈を認めたものではないという見解がある。清水一夫「課税  
減免規定の立法趣旨による「限定解釈」論の研究 外国税額控除事件を出発点として  
」税大論叢59号248頁 (2008)。
- 90) 金子・前掲注(29)121頁。
- 91) 金子・前掲注(29)122頁。
- 92) 中里・前掲注(25)78頁。
- 93) 本庄・前掲注(71)77頁。
- 94) 清水・前掲注(89)339頁。

## タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件（山口）

- 95) 金子・前掲注(29)83頁。
- 96) 本庄・前掲注(71)104頁。
- 97) 本庄・前掲注(71)103頁。
- 98) 金子・前掲注(29)75頁。
- 99) 本庄・前掲注(71)78, 79頁。
- 100) 「国税通則法意見書特集号」税法学131号1~18頁（1961）。
- 101) 酒井克彦「租税回避否認規定の提案と問題点」税大ジャーナル9号9頁（2008）。
- 102) 税負担は国民の担税力に即して公平に配分されなければならない，各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則を租税公平主義または租税平等主義といい，直接的には憲法14条1項による要請とされ，これによって「担税力に応じた課税」と「租税の中立性」が求められる。金子・前掲注(29)78, 79頁。
- 103) 中里実『タックスシェルター』223, 224頁（有斐閣，2003）。
- 104) 前掲注(24)判決。
- 105) 金子・前掲注(29)108頁。
- 106) 金子・前掲注(29)71頁。
- 107) 吉村典久「タックス・ヘイブンの課税問題」租税法研究36号96頁（2008）。
- 108) 小松芳明『国際取引と課税問題 国際租税法の考え方』173頁（信山社，1994）。
- 109) 安部・前掲注(35)7頁。